【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

M-1　即時充填形成

《令和２年９月８日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、再度初診となった場合、前回充填した同一部位に対し、６か月以内の再度の即時充填形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

再初診の算定要件を満たす場合には、新たな疾患が生じ受診したものと考えられることから、同一部位への即時充填形成は歯科医学的にあり得ると考えられる。

○ 留意事項

再初診の算定要件に留意するとともに、６か月以内の再度の即時充填形成の算定が傾向的に見られる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると思われる。

【国保】

M-2 インレー修復形成

《令和２年９月８日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、インレー装着後、同月内にＰｕｌ症状で抜髄を行った場合、抜髄前のインレー修復形成、印象採得、咬合採得及びインレー装着の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

インレー装着後に疼痛が出現し、やむを得ず抜髄となることは、臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-3 咬合採得

《令和２年９月８日新規》

○ 取扱い

原則として、乳歯金属冠の装着にあたり間接法で行う場合、「Ｍ００６　咬合採得　１　歯冠修復」の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

乳歯金属冠の装着にあたり間接法で行う場合に、咬合採得を行うことは、歯科医学的にあり得るものと考えられる。

【国保】

M-4 インレー修復形成②

《令和２年９月８日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、印象採得を算定し咬合採得の算定がないインレー修復形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

一般的には、インレー修復形成を行う場合は咬合採得が必要となるが、対合歯が存在しない等、咬合状態により印象採得後、咬合採得を必要とせずインレー修復による治療が可能となる場合もあると考えられる。

【国保】

M-5 即時充填形成②

《令和２年９月８日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、「咬耗症（Ａｔｔ）」病名に対する即時充填形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯の咬耗症における象牙質・エナメル質の欠損状態や症状等により即時充填形成が必要となる場合がある。

【国保】

M-6 即時充填形成、充填及び歯科充填用材料

《令和２年９月８日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、即時充填形成後、同一初診期間内に「Ｐｕｌ」病名で抜髄を行った場合、抜髄前の即時充填形成、充填及び歯科充填用材料の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

即時充填形成後に疼痛が出現し、やむを得ず抜髄となることは、臨床上あり得る。

○ 留意事項

即時充填形成後、同一初診期間内に「Ｐｕｌ」病名で抜髄を行った場合の算定が傾向的にみられる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると考えられる。

【国保】

M-7 支台築造

《令和２年９月８日新規》
《令和３年９月７日更新》

○ 取扱い

原則として、冠ダツリ再装着時に支台築造を再製作する場合に「Ｍ００２　支台築造　２　直接法」の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

脱離した歯冠補綴物の再装着にあたって、当該歯の形態等により直接法による支台築造を行うことにより当該歯冠補綴物を再装着し使用できる場合がある。

【国保】

M-8 歯冠修復

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、ヘミセクション後、歯内療法の算定がない歯冠修復の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

ヘミセクション後の根管の状態によっては、歯内療法を要せずに歯冠修復を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-9　窩洞形成、即時充填形成及びインレー修復形成

《令和３年２月２６日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、「う蝕（C）→歯髄炎（Ｐｕｌ）」の移行病名で、「う蝕（C）」に対する窩洞形成、即時充填形成又はインレー修復形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯の状態によって、歯髄炎に至ったとしても、それ以前に歯の実質欠損を回復するために、う蝕に対する窩洞形成、即時充填形成又はインレー修復形成を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-10 歯冠形成及び充填

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「歯の破折（Ｆｒ Ｔ)」病名で、「Ｍ００１　歯冠形成　３窩洞形成」及び充填の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯の破折の程度によって、歯の実質欠損を回復するために窩洞形成及び充填を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

○ 留意事項

歯冠形成から装着までの間の「Ｆｒ Ｔ」に対しては認められない。

【国保】

M-11　歯冠形成及び充填②

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、う蝕薬物塗布処置を行った歯に対する「Ｍ００１　歯冠形成　３　窩洞形成」及び充填の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

う蝕薬物塗布処置後に、う蝕の症状が改善せずに、窩洞形成及び充填を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-12 支台築造②

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「う蝕（C）」病名で、支台築造の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

う蝕による歯の実質欠損が大きい場合に、支台築造を行うことで、補綴物の装着のための歯冠形態を回復させることが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-13 支台築造印象

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、根管充填前の支台築造印象の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

根管充填前に支台築造印象を実施した場合は、築造物の適合性が確保されないことから、適切でないと考えられる。

【国保】

M-15 装着

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、同一部位に対して築造物の脱離と歯冠修復物の脱離による再装着を行った場合において、各々の装着の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

メタルコア等の築造物や歯冠修復物がそれぞれ脱離した場合に、再装着をそれぞれ行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-16 仮床試適

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、増歯での有床義歯修理に対する仮床試適の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

増歯が必要な有床義歯の修理時に、顎堤が著しく吸収し、咬合関係の再現が難しい場合等においては、仮床試適を行ってから人工歯を排列することが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-17 充填

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「脱離」の病名のみで、充填の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

脱離で再装着を行った部位に対して、他に症状が表れていない状態に充填を行う必要性は乏しいと考えられる。

【国保】

M-18 充填②

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「疑い」の病名で、充填の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

充填はう蝕等によって歯の実質欠損が生じた場合に行われる治療であり、充填にあたっては、歯の実質欠損を示す傷病名の記載が適切である。

【国保】

M-19　充填③

《令和３年２月２６日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、「Ｍ０１６－２　小児保隙装置　１　固定式保隙装置」に掲げるバンドループを装着した部位に対する充填の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

小児保隙装置の適合性を確保するために、歯の実質欠損部に充填を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-21　有床義歯②

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、１歯の残根上に義歯を製作した場合における有床義歯の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

支台歯や顎堤等の状態によっては、１歯の残根上に有床義歯を製作した場合であってもその機能が十分に発揮できるものと考えられる。

【国保】

M-22 大連結子

《令和３年２月２６日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、有床義歯修理時に使用した「Ｍ０２３　大連結子　１　鋳造バー」及び「Ｍ０２３　大連結子　２　屈曲バー」の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

有床義歯の破損状況によっては、有床義歯を修理する時に、鋳造バーや屈曲バーを使用することが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-23 有床義歯修理

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「口腔褥瘡性潰瘍（Ｄｕｌ）」病名で、有床義歯修理の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

「口腔褥瘡性潰瘍（Ｄｕｌ）」は、有床義歯によって顎堤粘膜に褥瘡が生じた状態であるため、有床義歯修理の算定にあたっては、修理を必要とする傷病名の記載が適切である。

【国保】

M-24 有床義歯内面適合法

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「義歯ハソン」病名で、有床義歯内面適合法の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

有床義歯内面適合法は、義歯床の粘膜面を一層削除し、新たに義歯床の床裏装を行う治療であることから、義歯の破損で当該治療を行うことは適切でないと考えられる。

【国保】

M-25 有床義歯内面適合法②

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、「低位咬合」病名で、有床義歯内面適合法の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

有床義歯内面適合法は、義歯床の粘膜面を一層削除し、新たに義歯床の床裏装を行う治療であることから、低位咬合で当該治療を行うことは適切でないと考えられる。

【国保】

M-26　有床義歯内面適合法③

《令和３年２月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、１歯又は２歯欠損の有床義歯に対する有床義歯内面適合法の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

１～２歯欠損であっても、有床義歯の適合状態によっては、義歯床の粘膜面を一層削除し、床裏装を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-27 歯冠修復②

《令和３年９月７日新規》

○ 取扱い

原則として、歯周外科手術後の「Ｄ００２　歯周病検査　２　歯周精密検査」又は歯周病部分的再評価検査の算定がない歯冠修復の費用の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯周精密検査又は歯周病部分的再評価検査以外の方法で歯周組織の安定が確認できれば、歯冠修復を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-28　歯冠形成から装着

《令和３年９月７日新規》

○ 取扱い

原則として、実日数１日でレジンインレーに係る「Ｍ００１　歯冠形成３　窩洞形成」から装着までの一連の費用の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

レジンインレーは、印象採得後に鋳造等の技工操作が発生しないことから、実日数１日で窩洞形成から装着まで行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-29 印象採得又は咬合採得と仮床試適

《令和３年９月７日新規》

○ 取扱い

原則として、同日に、印象採得又は咬合採得と仮床試適の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

一日二度来院等の診療状況によっては、同日に、咬合採得後の仮床試適又は仮床試適後の印象採得を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-30 金属歯冠修復

《令和３年９月７日新規》

○ 取扱い

原則として、インレーブリッジを装着していた部位に、全部金属冠によるブリッジ再製作の費用の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

インレーブリッジ装着後に、二次う蝕によって適合性が不良となった場合等は、全部金属冠によるブリッジを再製作することが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-31 有床義歯③

《令和３年９月７日新規》

○ 取扱い

原則として、「鉤（Ｃ１）ハセツ」病名で、有床義歯の算定を認めない。

○ 取扱いの根拠

有床義歯の製作にあたっては、義歯が必要とされる傷病名の記載が適切である。

【国保】

M-32 装着及び仮床試適

《令和４年９月２６日新規》

○ 取扱い

原則として、同日に、仮床試適及び装着の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

医療機関内で歯科技工を行う等の短時間で有床義歯の製作が可能な場合は、仮床試適と同日に新製有床義歯の装着を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-33　歯冠形成から装着②

《令和６年１２月５日新規》

○ 取扱い

原則として、実日数１日でＣＡＤ／ＣＡＭ冠に係る「Ｍ００１　歯冠形成　１　生活歯歯冠形成　ロ　非金属冠」又は「Ｍ００１　歯冠形成　２　失活歯歯冠形成　ロ　非金属冠」から装着までの一連の費用の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠は、印象採得後に鋳造等の技工操作が発生しないことから、実日数１日で歯冠形成から装着まで行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-34　歯冠形成から装着③

《令和６年１２月５日新規》

○ 取扱い

原則として、実日数１日でＣＡＤ／ＣＡＭインレーに係る「Ｍ００１　歯冠形成　３　窩洞形成　ロ　複雑なもの」から装着までの一連の費用の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

ＣＡＤ／ＣＡＭインレーは、印象採得後に鋳造等の技工操作が発生しないことから、実日数１日で窩洞形成から装着まで行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

【国保】

M-35 インレー修復形成③

《令和７年８月２８日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、非金属歯冠修復「レジンインレー」又は「ＣＡＤ／ＣＡＭインレー」を装着する場合のインレー修復形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯の根面に知覚過敏が生じ、歯冠部にう蝕が生じる等の歯の状態により、同一歯に対して、知覚過敏処置を実施した後、別の日にレジンインレー又はＣＡＤ／ＣＡＭインレーを装着する必要があり、インレー修復形成を行う場合がある。

【国保】

M-36 インレー修復形成④

《令和８年３月５日新規》
《令和８年１１月２日更新》

○ 取扱い

原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、金属歯冠修復のインレーを装着する場合のインレー修復形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯の根面に知覚過敏が生じ、歯冠部にう蝕が生じる等の歯の状態により、同一歯に対して、知覚過敏処置を実施した後、別の日に金属歯冠修復のインレーを装着する必要があり、インレー修復形成を行う場合がある。